

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【公開番号】特開2015-147773(P2015-147773A)

【公開日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2015-052

【出願番号】特願2015-45519(P2015-45519)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/19 (2006.01)

A 6 1 P 3/02 (2006.01)

A 6 1 K 31/205 (2006.01)

A 6 1 K 31/197 (2006.01)

A 6 1 K 31/202 (2006.01)

A 6 1 K 31/702 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/19

A 6 1 P 3/02

A 6 1 K 31/205

A 6 1 K 31/197

A 6 1 K 31/202

A 6 1 K 31/702

A 2 3 L 1/30 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- ヒドロキシ - - メチルブチレート又はその塩を含む、患者における消耗を予防または治療するための組成物であって、消耗は、年齢と関連した消耗および長期入院と関連した消耗の少なくとも1つである、前記組成物。

【請求項2】

L - カルニチン、遊離アミノ酸を実質的に欠如する大型中性アミノ酸で強化されたアミノ窒素源、 - 3 脂肪酸及び難消化性オリゴ糖からなる群から選択される構成要素の少なくとも1つが、 - ヒドロキシ - - メチルブチレート又はその塩との組み合わせで投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

a . - ヒドロキシ - - メチルブチレート又はその塩、

b . カルニチン、

c . 大型中性アミノ酸で強化されたアミノ窒素源

を含む、患者における消耗を予防または治療するための組成物であって、

遊離アミノ酸を実質的に欠如し、

消耗は、年齢と関連した消耗および長期入院と関連した消耗の少なくとも1つである、前記組成物。

【請求項 4】

- ヒドロキシ - - メチルブチレート又はその塩が - ヒドロキシ - - メチル酪酸ナトリウム、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸カリウム、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸マグネシウム、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸クロム、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸カルシウム、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸アルカリ金属、 - ヒドロキシ - - メチル酪酸アルカリ土類金属及び - ヒドロキシ - - メチル酪酸ラクトンからなる群から選択される、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 5】

- 3 脂肪酸をさらに含む、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記 - 3 脂肪酸がエイコサペンタエン酸及びドコサヘキサエン酸からなる群から選択される、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記大型中性アミノ酸がアミノ窒素源の少なくとも 10 % である、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記遊離アミノ酸が組成物の 0.4 g / 回未満である、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 9】

カルニチンの 2 g 未満 / 回をさらに含む、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 10】

フラクトオリゴ糖の少なくとも 1 g / 回をさらに含む、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 11】

ビタミン、ミネラル及び微量ミネラルからなる群から選択される栄養素をさらに含む、請求項 3 に記載の組成物。

【請求項 12】

2 g / 1 ~ 10 g / 1 の - ヒドロキシ - - メチル酪酸カルシウム、

少なくとも 1 g / 1 の - 3 脂肪酸、

1 g / 1 ~ 8 g / 1 のカルニチン、

1 g / 1 ~ 25 g / 1 のフラクトオリゴ糖、及び

大型中性アミノ酸で強化されたアミノ窒素源を含む、患者における消耗を予防または治療するための組成物であって、

前記アミノ窒素源が大型中性アミノ酸の 10 重量 % から 60 重量 % までを含み、

前記組成物が遊離アミノ酸を実質的に欠如し、

消耗は、年齢と関連した消耗および長期入院と関連した消耗の少なくとも 1 つである、前記組成物。

【請求項 13】

組成物がヒト又は動物へ投与される、請求項 1 または 3 に記載の組成物。

【請求項 14】

組成物が食事性サプリメント、食事置換物、栄養バー、咀嚼物又は咬合物及び飲料からなる群から選択される、請求項 1 または 3 に記載の組成物。